

# 成年後見制度の

# 運用改善へ

現在の成年後見制度は、身上保護よりも財産管理を重視し利用者本人のニーズと合わないケースや、法定後見では終了原因が限定されていること等により重要な課題が解決した後も制度利用を止めることができないケース等があることから、利用者数の伸びは小幅となっています。制度の運用改善に向けて検討してきた成年後見制度利用促進専門家会議では、2021（令和3）年12月22日に「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項（最終とりまとめ）」を公表しました。その内容をみていきます。



## 成年後見制度の経緯と 利用促進のための施策は

認知症高齢者や親族等による成年後見の困難な者の増加を見込み、それまでの禁治産者・準禁治産者制度に代わって制定された成年後見制度（2000（平成12）年4月施行）は、認知症、精神障害、知的障害等により判断能

力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、本人の権利を守るために選任された援助者（成年後見人等）により、本人を法的に支援する制度である。成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があり（図1）、このうち法定後見については、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの制度に分かれている（図2）。

図1 成年後見制度の概要

	法定後見制度（詳細は、図2参照）	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法的に支援する制度 本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度
申立手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。	①本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結 → この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ②本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等（注）の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

（注）後見監督人等＝法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人  
任意後見制度における任意後見監督人

図2 後見・保佐・補助の違い

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為（注2）（注3）（注4）	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上（注2）（注3）（注4）	同上（注2）（注4）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左（注1）
制度を利用した場合の資格などの制限	株式会社の取締役等（注5）（注6）		

（注1）本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。  
（注2）民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為があげられています。  
（注3）家庭裁判所の審判により、民法13条1項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。  
（注4）日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。  
（注5）これまで、各種の法律において、本制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、上記権利を制限する規定は削除されました。  
（注6）令和元年に「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、成年被後見人及び被保佐人も株式会社の取締役に就任できることとなりました。もっとも、取締役等は、その資質や能力等も踏まえて株主総会で選任されるため、取締役等への就任後に判断能力が低下して後見開始の審判を受けた場合には、一旦はその地位を失うこととされており、再び取締役等に就任するためには、改めて株主総会の決議等の所定の手続を経る必要があります。



なお制度開始からこれまで、利用を促進するため、介護保険の地域支援事業に、高齢者に対する虐待防止等の「権利擁護事業」を必須事業化（改正介護保険法／2006（平成18）年4月）、市町村が後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用を図る体制整備の努力義務規定の新設（改正老人福祉法／2012（平成24）年4月）といった法改正のほか、予算措置として市民後見推進事業（2011（平成23）～2014（同26）年度）、権利擁護人材育成事業（2015（平成27）年度）、成年後見利用促進連携・相談体制整備事業（2017（平成29）年度）等が行われてきた。

また、2016（平成28）年5月施行の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度利用促進基本計画（第一期計画／2017（平成29）～2021（令和3）年度のおおむね5年間で対象）を国が策定、市町村には国の計画を勘案して市町村計画を策定することが求められた。

この第一期計画では、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和、等が施策目標とされた。

①については、財産管理のみならず意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代、本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書のあり方の検討が示され、各地域において適切な後見人候補を家庭裁判所に推薦する取り組みを順次実施。2019（平成31）年1月に

は最高裁判所から各家庭裁判所に「適切な後見人の選任等に関する基本的考え方」（親族等の候補者がいる場合、まず親族を選任する方向で検討することや柔軟に後見人の交代を行うこと）を情報提供、各家庭裁判所では専門職団体との意見交換を行い、一部では前記の基本的考え方に沿った運用を開始した。また、最高裁判所が診断書の書式を改訂し、2019（平成31）年4月から運用を開始している。

②については、(a)制度の広報、(b)制度利用の相談、(c)制度利用促進（受任調整等）、(d)後見人支援等の機能の整備と、本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体等の協力体制（協議会）、コーディネートを行う「中核機関」の整備が示され、(a)～(d)の4つの機能整備や中核機関等の体制整備に関する各種手続きの作成、研修の実施、地域の先進的事例の周知等が行われてきた。なお、2018（平成30）年度から中核機関の運営費に係る交付税が、2019（令和元）年度から中核機関の立ち上げ・先進的な取り組みへの予算補助が措置されている。

③については、後見制度支援信託（本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組み）に並立・代替する新たな方策の検討が示され、2018（平成30）年3月、金融関係団体や関係省庁等により、成年後見制度支援預貯金の考え方をとりまとめ、金融機関において順次導入された。これは、信託銀行等が近隣にない人でも、本人が日常的に利用

してきた信用組合や信用金庫で成年後見制度支援預貯金の口座を開設できるようにしたものである（仕組みは後見制度支援信託と同様。出金に家庭裁判所の許可を必要とする預貯金）。

## 体制整備が一部で進まない要因やその他の課題

第一期計画では、中間年度（2019（令和元）年度）において各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行うこととされてきたことから、2019（令和元）年5月30日に、KPI（評価指標）が設定された。その結果をみると、全1741市区町村のうち、制度の周知を行っているのは559、市町村計画を策定したのは134、中核機関を整備したのは589（いずれも2019（令和元）年10月時点）等となっている。

この内容を受けて、成年後見制度利用促進専門家会議では、2019（令和元）年9月から中間検証ワーキンググループを設置し、2020（令和2）年3月17日に中間検証報告書を取りまとめた。同報告書では、後見人等向け意思決定支援ガイドラインの策定、意思決定支援研修の全国的な実施、KPI達成に向けたさらなる取り組みの推進、後見制度支援預貯金のさらなる導入促進、医療等に係る意思決定支援が困難な人への支援等を今後の対応として示した。

こうした施策の積み重ねの結果、成年後見制度の利用者数は近年、漸増傾向にあるが、利用者数は認知症高齢者や知的障害者、精神



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断りいたします。

続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

### 定期購読のごあんない

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集／独立行政法人福祉医療機構

編集協力・発行／株式会社法研

定期購読のお申し込みはこちら

### お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階  
独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課  
TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949